

件名:【新型コロナウイルス】スペインにおける新たな全国的規制措置等について(8月14日)

●○○●●新規事項●○○●●

新型コロナウイルスに関する新たな全国的規制措置等について、最新情報を以下のとおりお知らせします。

1 【重要】本日(14日)、イジャ保健大臣は記者会見を行い、新型コロナウイルスに関する新たな全国的規制措置を発表しました。現時点で発効日は未定ですが、今後全ての自治州・自治都市に適用される予定です。具体的な措置内容について、以下のとおりお知らせします。

(1) 義務的措置

ア いわゆる「夜の街」

ディスコ、ダンスホール、夜間営業のバーの営業を禁ずる。

イ 飲食店の営業

- ・ バルのカウンターでの対人距離1.5mを確保。
- ・ テーブル間の距離1.5mを確保し、利用は1テーブル当たり最大10名まで。
- ・ 24時以降は新たな入店を禁じ、深夜1時に閉店。

ウ 社会福祉・医療施設(高齢者施設等)

- ・ 新たな入所者に対する入所前72時間以内のPCR検査実施。休暇明け職員及び新規採用職員に対するPCR検査実施。
- ・ 外部からの訪問者は、入所者1名当たり1名、1日当たり最大1時間とする。
- ・ 入所者の外出を制限する。

エ 大人数のイベント

大人数のイベントを開催する場合は、州の保健当局が開催のリスクを十分に評価した上で、州政府が開催許可を付与するか否かを決定する。

オ 大規模なPCR検査の実施

社会福祉・医療施設、一定の居住区域、学校等にクラスターが発生した際に、関係者に対して大規模なPCR検査を実施する。

カ 屋外での飲酒(いわゆる集団的飲酒行為)

屋外での飲酒禁止の徹底(罰則適用を厳格化)。

## キ 喫煙

屋外において、対人距離2mを確保できない場合の喫煙を禁ずる。

### (2) 推奨的措置

ア 食事会等の会合は、同居者等の近親者に限る。

イ 会合の実施人数は、最大10名までとする。

ウ 社会福祉・医療施設の入所者に対応する職員に対するPCR検査を定期的実施する。

## 2 ス페인国内における新型コロナウイルス感染症拡大状況について

スペインにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の発生状況等については、以下のスペイン保健省HPをご参照ください。

<https://www.mscbs.gob.es/profesionales/saludPublica/ccayes/alertasActual/nCov-China/situacionActual.htm>

### ●●●●●注意事項一般●●●●●

#### 1 コロナウイルス感染症の疑いがある場合の対応

(1) スペイン保健省の指針では、発熱や咳、呼吸困難といった呼吸器系の症状が発生した場合は、自宅又は滞在先に待機し、他者との距離を約2メートル以上保ち、濃厚接触を避けるとともに、電話（基本的には112）により医療機関に連絡し、旅行歴及び症状を伝えて診断を受けることが求められております。

(2) 各州政府によってはコロナウイルス専用のホットラインを設けている州もあります。ところ以下の連絡先一覧をご確認頂き、医療機関へご連絡頂けますと幸いです。

(在スペイン大使館 HP：各州相談連絡先一覧 URL)

<https://www.es.emb-japan.go.jp/files/100022350.pdf>

(3) 日本の厚生労働省より「ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合、家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」として以下のとおり注意ポイントを紹介しておりますところ、当館からもご紹介いたします。

#### 【8つのポイント】

- 部屋を分けましょう
- 感染者のお世話はできるだけ限られた方で。
- マスクをつけましょう。
- こまめに手を洗いましょう。

- 換気をしましょう。
- 手で触れる共有部分を消毒しましょう。
- 汚れたりネン、衣服を洗濯しましょう。
- ゴミは密閉して捨てましょう。

(日本の厚生労働省参考 URL)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

## 2 ご帰国に際しての参考情報

(1) 現在、海外から日本に入国される全ての方について、入国の前後で以下の対応が必要とされております。

- 検疫所長が指定する場所（自宅、親戚の家、マンスリーマンション、ご自身で予約したホテル等）で入国の次の日から起算して 14 日間待機する滞在場所を確保すること
- 到着する空港等から、その滞在場所まで公共通機関を使用せずに移動する手段を確保すること（確保できていない場合、ご自身で空港周辺の宿泊施設等を確保して待機いただくことになります。）
- 入国後に待機する滞在場所と、空港等から移動する手段を検疫所に登録すること

(2) 上記(1)に加えて、日本に入国した日の過去 14 日以内に、スペインを含む指定の国・地域（下記(※)ご参照)に滞在歴のある全ての方について、質問票・申告書・健康カードへの記入及び以下のことが実施されております。

### ■ 新型コロナウイルスの検査を受けること

(成田空港、羽田空港及び関西空港については、これまでの PCR 検査から唾液による抗原検査に変更されています。詳しくは、以下の HP をご覧ください。)

【成田空港】

[https://www.forth.go.jp/keneki/narita/soumu/pdf/202008\\_kensa-nagare.pdf](https://www.forth.go.jp/keneki/narita/soumu/pdf/202008_kensa-nagare.pdf)

【羽田空港】

<https://www.forth.go.jp/keneki/tokyo/access/200714-01.pdf>

【関西空港】

<https://www.forth.go.jp/keneki/kanku/kansaikokusaikuukounigotoutyakusaretaminasamahe.pdf>

■ 検査結果が出るまで、原則、空港内のスペース又は検疫所が指定した施設等で、待機すること（当面の間、福岡空港は除く）

\* 到着から検査結果が判明して入国するまでの所要時間は、状況にもよりますが数時間～2日程度（成田・羽田・関西空港は、検査方法の変更により、概ね2～3時間程度に短縮されています。）

なお、検疫における新型コロナウイルスの検査結果が陰性でも、入国の次の日から起算して14日間は、ご自身で確保した滞在場所で待機することが要請され、保健所等による健康確認の対象となります。

(※) 入国拒否対象地域（帰国された皆様へ（厚生労働省（日本）HP））

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000656244.pdf>

(3) 検査結果が陽性の場合、医療機関に隔離（入院）されます。結果が陰性の場合も、入国から14日間は、ご自宅やご自身で確保された宿泊施設等で不要不急の外出を避け、待機することが要請されるとともに、保健所等による健康確認の対象となります。また、自宅等への移動は公共交通機関（鉄道、バス、タクシー、航空機（国内線）等）を使用せずに移動できることが条件となります。

#### ●大使館連絡先等

1 外務省海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

2 在スペイン日本国大使館

電話: +(34)-91-590-7600（代表）

ホームページ：[https://www.es.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.es.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

3 在ラスパルマス領事事務所

電話：+(34)-928-244-012

ホームページ：[https://www.es.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/00\\_000042.html](https://www.es.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000042.html)

4 在バルセロナ日本国総領事館

電話：+(34)-93-280-3433

ホームページ：[http://www.barcelona.es.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.barcelona.es.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。